

令和 8 年 2 月 25 日  
区民部国保年金課

## 令和 8 年度国民健康保険料率等について

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

### 1 都が算定した令和 8 年度納付金等

都の令和 8 年度納付金等算定結果

	令和 7 年度	令和 8 年度	差	伸び率
納付金総額（都全体）	4,341 億円	4,374 億円	34 億円	0.8%
1 人当たり納付金額	203,341 円	210,624 円	7,283 円	3.6%
1 人当たり保険料額	179,856 円	188,209 円	8,353 円	4.6%

〔1 人当たり納付金額増加の主な要因〕（東京都運営協議会資料より）

- ・ 少子化対策の財源となる子ども・子育て支援納付金の新設
- ・ 介護給付に充てる納付金および後期高齢者医療への支援金の増

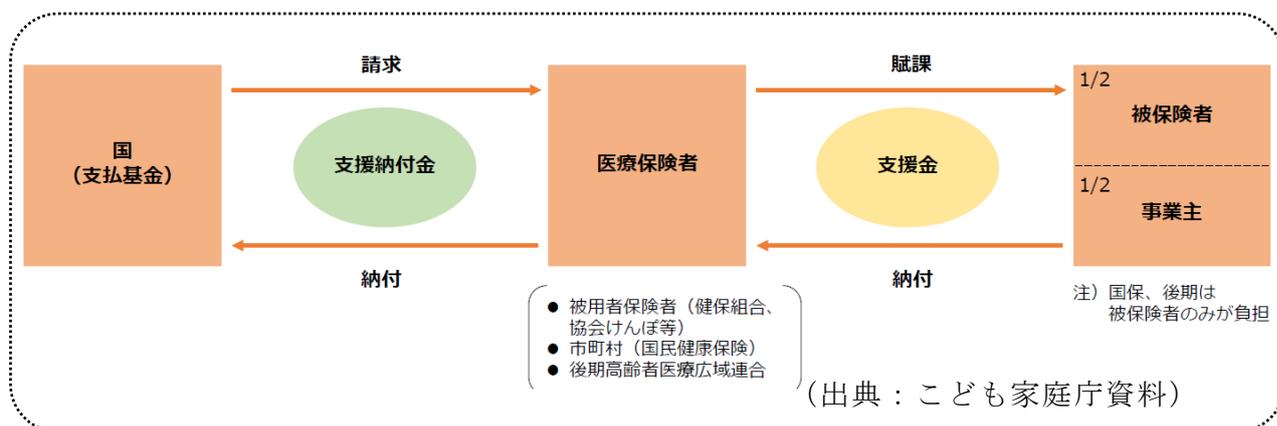
### 2 令和 8 年度練馬区国民健康保険料算定等について

#### (1) 子ども・子育て支援金制度の創設

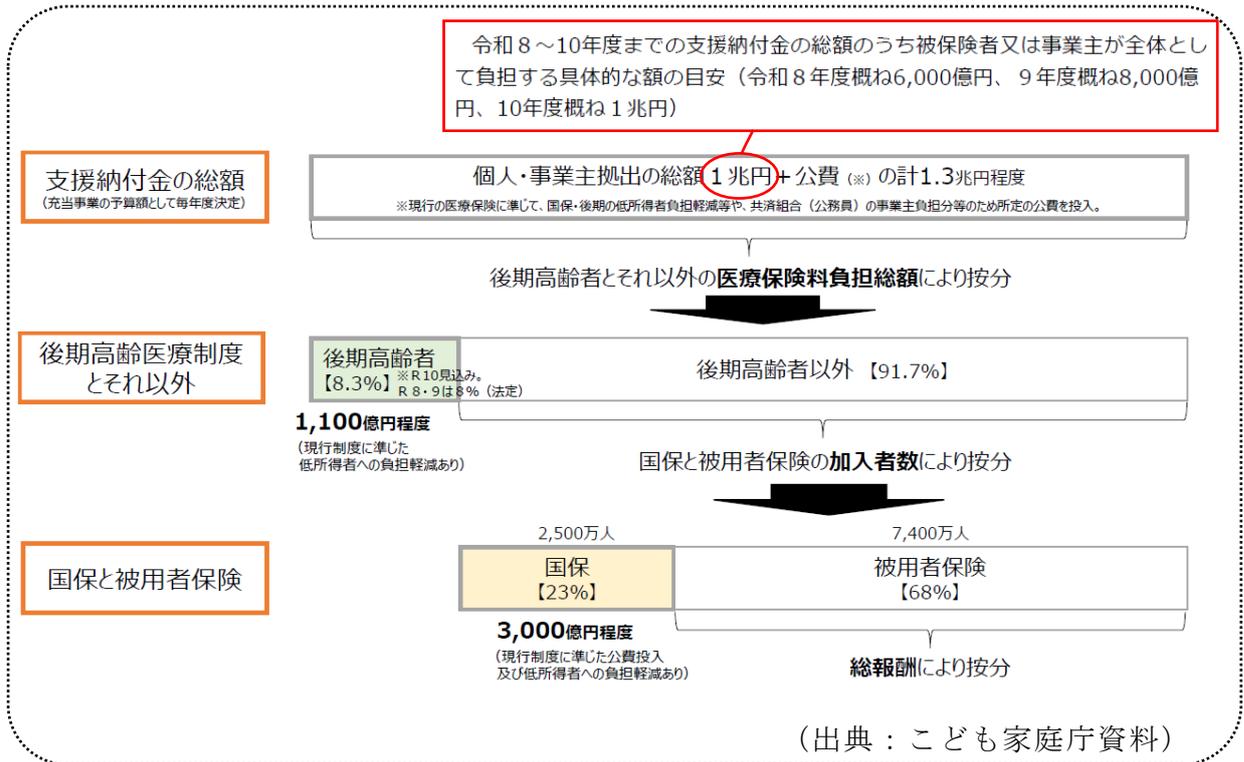
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金制度が創設される。

子ども・子育て支援の拡充費用の財源となる子ども・子育て支援納付金を国に納付するため、保険者は新たに子ども・子育て支援金（以下「子ども支援金」という。）分保険料の賦課・徴収を義務付けられた。

#### 【子ども支援金徴収の流れ】

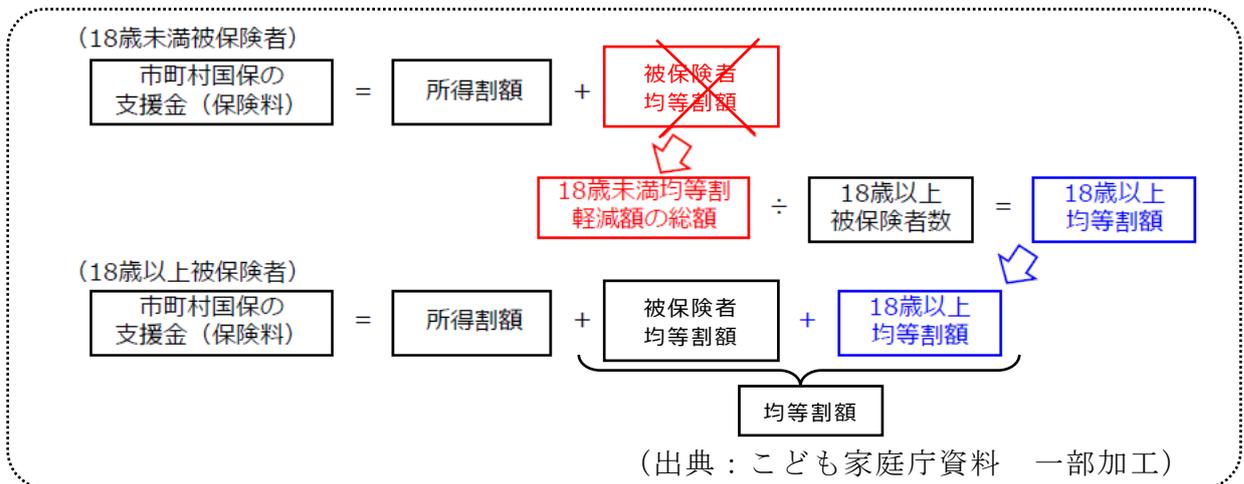


【子ども・子育て支援納付金の按分イメージ（数字は令和10年度の見込）】



【子ども支援金分保険料の賦課について】

子ども支援金分保険料は、所得割額、被保険者均等割額および18歳以上均等割額の合算とする。18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者）に係る被保険者均等割額は全額減額し、18歳以上被保険者が18歳以上均等割額として負担する。



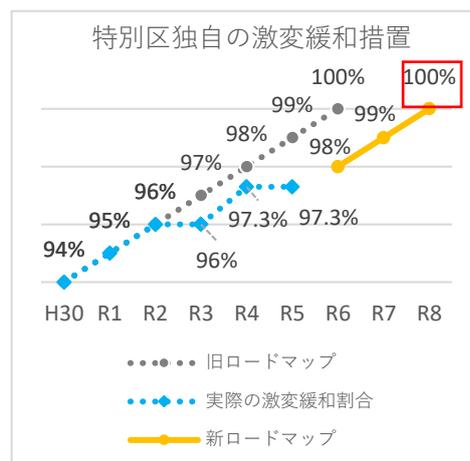
(2) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準について

特別区では、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応することとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。（平成29年11月14日特別区長会総会確認事項）

## ア ロードマップ（激変緩和措置期間）の終了について

平成 30 年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6 年間）に合わせ、納付金の 94% を賦課総額に組み入れ、年 1 % ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた（以下、この割合を「納付金組入率」という。）。

しかし、コロナの影響等により令和 3 年度および令和 5 年度の激変緩和割合を据え置くこととし、当初より 2 年分延長した。令和 8 年度基準保険料率算定で、賦課総額に対する納付金組入率 100% を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。



## イ 令和 8 年度保険料算定の考え方

### (ア) 子ども・子育て支援金制度の創設

令和 8 年度から基礎分、後期支援金分、介護分とあわせて子ども支援金分を徴収する。保険料率の設定には、特別区基準保険料率（統一保険料方式）を採用する。

### (イ) 収納率割戻しの未実施について

保険料の未納発生を考慮した収納率による割戻しを行わない（収納率を 100% に見込む）ことにより、保険料率の上昇を抑えている。実際の収納率は 100% でないため、発生した未納分は一般財源からの法定外繰入で補填する。

## (3) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

### ア 賦課限度額の引上げ

#### 【賦課限度額】

	現行	改正後	増減
基礎(医療)分	660,000 円	<u>670,000 円</u>	10,000 円増
後期支援金分	260,000 円	260,000 円	据置き
介護分	170,000 円	170,000 円	据置き
子ども支援金分	—	<u>30,000 円</u>	新設

	現行	改正後	増減
基礎分・後期支援金分・子ども支援金分合計	920,000 円	<u>960,000 円</u>	40,000 円増
基礎分・後期支援金分・介護分・子ども支援金分合計	1,090,000 円	<u>1,130,000 円</u>	40,000 円増

## イ 保険料の軽減判定所得の引上げ

物価上昇(所得水準の全体的な上昇)の影響で均等割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、保険料の軽減判定基準を引き上げる。

均等割額の5割・2割軽減判定基準について、5割軽減世帯は31万円(現行30.5万円)、2割軽減世帯は57万円(現行56万円)にそれぞれ引き上げる。

軽減割合	令和7年度の軽減判定基準額	令和8年度の軽減判定基準額
7割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円
5割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × 30.5万円)	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × <u>31万円</u> )
2割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × 56万円)	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × <u>57万円</u> )

※ 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が65万円を超える方）および一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が110万円を超える65歳以上の方）

### 3 令和8年度保険料率等

#### (1) 賦課割合

区の被保険者数および所得見込みから、賦課割合（所得割：均等割）を基礎（医療）分、後期支援金分、介護分および子ども支援金分すべて 58：42 とする。

#### (2) 保険料率

##### 【0歳～39歳および65歳～74歳】

基礎（医療）分＋後期支援金分＋子ども支援金分

	基礎（医療）分		後期支援金分		子ども支援金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割 (18歳以上均等割)
7年度	7.71%	47,300円	2.69%	16,800円	—	—
8年度	<u>7.51%</u>	<u>47,600円</u>	<u>2.80%</u>	<u>17,600円</u>	<u>0.27%</u>	<u>1,873円</u> (73円)
増減	▲0.20 ポイント	300円	0.11 ポイント	800円	0.27 ポイント	1,873円 (73円)

	計（基礎分＋後期支援金分 ＋子ども支援金分）	
	所得割	均等割
7年度	10.40%	64,100円
8年度	<u>10.58%</u>	<u>67,073円</u>
増減	0.18 ポイント	2,973円

##### 【40～64歳】

基礎（医療）分＋後期支援金分＋子ども支援金分＋介護分

	基礎 （医療） 分	後期 支援金 分	子 ども 支 援 金 分	介護分		計（基礎分＋後期支援金分 ＋子ども支援金分＋介護分）	
				所得割	均等割	所得割	均等割
7年度				2.25%	16,600円	12.65%	80,700円
8年度				<u>2.43%</u>	<u>17,800円</u>	<u>13.01%</u>	<u>84,873円</u>
増減				0.18 ポイント	1,200円	0.36 ポイント	4,173円

(3) 1人当たり保険料額

	基礎分＋後期支援金分 ＋子ども支援金分	基礎分＋後期支援金分＋ 子ども支援金分＋介護分
7年度	152,673 円	192,238 円
8年度	<u>159,674 円</u>	<u>202,283 円</u>
増減 (前年度比)	7,001 円 (4.59%増)	10,045 円 (5.23%増)